

東広島市農業委員会令和4年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月30日(月) 午前10時00分から10時59分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
9	大月みどり	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり	24	土井浩文

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	8	古本啓之	10	岡本義則

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 17番 長原 毅 委員 18番 在間 輝昭 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

- 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 33 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について
議案第 34 号 令和 3 年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について
議案第 35 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

(5) 報告

- 報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 17 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地保全係主査	合	原	茂	宏
農地係主査	和	田	麻	依子
農地係主任	豊	田		宏
農地保全係主任主事	坂	見	浩	充
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	<p>それでは、これより5月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席させていただいて議事進行をいたします。</p> <p>在任委員数24人中21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、17番の長原委員さん、18番在間委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年5月30日、1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和4年5月30日、1日限りといたします。</p> <p>これより次第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市から意見を求められているため、計画については農林水産課より説明をいただきます。</p>
崎 里 主 査	<p>私からは、総会議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、所有権の移転に係るもの1件で、面積は1,402㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会で決定をいただきましたら、6月3日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>なしということで、これより採決に入ります。</p> <p>議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 崎里主査、退室 >
議 長	<p>続いて、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊 田 主 任	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第30号についてご説明いたします。</p> <p>今月は21件の申請がありました。内訳は7ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>50-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。なお、現地確認したところ、申請のうち1筆の一部に砂利が敷かれているような状況でございました。支所を通じて受人に確認したところ、受人は今回の申請地とともに家などを購入しておりますが、購入時にはもう既に砂利が敷かれていたという</p>

豊田主任

ことでした。また、今後はこちらの後ろのほうに農業用倉庫があるんですけども、今後も農業用施設用地として活用するという意向を確認しておりますので、取得と同時に農業用施設届を提出するよう指導しております。

続いて、51-2でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

続いて、52-3でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

続いて、53-4から55-6までは互いの農地の交換であり、関連してしますので一括してご説明させていただきます。

交換により、受人、渡人共に経営地隣接の農地を取得でき、作業効率がよくなるため申請されたものです。受人のうちおおほし●●氏は3人、●●氏は2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

続いて、56-7でございます。

公用廃止のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

続いて、57-8でございます。

福祉事業の拡大のため、所有権を移転するものです。本案件は、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものとして、農地法施行令第2条第1項第1号ハに、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省で定めるものがその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることと規定されており、今回はこれに該当しております。受人は特定非営利活動法人であり、地域社会の福祉の増進と障害者の自立支援を図ることを目的として設立されております。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の業務を行うため、本申請地を取得しようとするものでございます。受人の労働力として4人ほどの職員がおり、1日平均17名ほどの利用者が営農に当たることとなっております。

続いて、58-9でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

続いて、59-10から61-12については同一案件ですので、一括してご説明させていただきます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、自営業を営まれております。このたび渡人から農地を引き継ぎ、受人夫婦で営農をされる計画です。地元の推進委員等に教わりながら、申請地では水稻を作付される計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具は購入予定となっております。

続いて、62-13、63-14については関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。なお、こちらのスライドに表示されている申請地なんですけども、こちらの一部に農業用倉庫を設置されておりますことから、取得と同時に農業用施設届を提出するよう指導しております。

続いて、64-15から67-18については同一案件ですので、一括してご説明させていただきます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員です。このたび渡人から農地を引き継ぎ、受人親子で営農される計画です。受人は農業経験があり、申請地では水稻、ナス等の野菜を作付する計画で、農業経験のある地元住民等に教わりながら営農に従事される計画です。

続いて、68-19、69-20については関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

豊田主任	<p>新規就農のため、所有権の移転、使用貸借権の設定をするものです。受人は●歳の方でございます。このたび渡人から農地を引き継ぎ、受人夫婦で営農をされる計画です。地元住民等に教わりながら、申請地では水稻を作付する計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、70-21でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、21件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それではご意見がございましたら発言をお願いいたします、ないですか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次の議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、冒頭事務局から報告がありましたように、本案は取り下げられておりますので、次の議案第32号の審議に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
和田主査	<p>総会議案の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第32号について説明いたします。</p> <p>今月は7件の申請がありました。内訳については総会議案の12ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、78-1について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、79-2について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む会社です。現在、資材置場や従業員駐車場が事務所から離れた場所に複数あり効率が悪いため、事務所に隣接する本申請地に資材置場及び駐車場を集約し利便性を図るため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、80-3について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、造林業等を営む会社です。このたび申請地の近隣に木材加工工場を建築することに伴い、加工前の木材及び重機を保管するための資材置場とするため、本申請地を転用しようとするものです。</p> <p>続いて、81-4について説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。なお、農振農用地からは令和4年3月8付で除外済みです。</p>

和田主査	<p>続いて、82-5について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、83-6について説明します。 資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第3種農地です。受人は●●に本店を置き、土木建築業及び墓石の加工販売業を営んでおられます。現在事務所敷地に資材置場を所有されていますが、業務拡大に伴い手狭となり、本申請地を資材置場として転用するものです。現地の状況ですが、今年1月頃に譲渡人が農機具倉庫としてプレハブ倉庫を1棟設置されております。本申請地を譲受人に貸し出すこととなったため、現在中身は全て撤去されている状況でございます。農地法の手続を経ることなく転用されているため、始末書を添付し、本件の許可申請をされております。また、許可後は倉庫を移転させる予定でございます。</p> <p>続いて、84-7について説明します。 一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の南西約1kmに位置する集団農地内の第1種農地です。受人は申請地の隣接地に居住されております。このたび娘夫婦が同居することとなりましたが、現在居住する建物では手狭となるため、隣接する本申請地に新たに離れとなる住宅を1棟建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定される住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。</p> <p>以上、説明しました7件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、84-7を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明等をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、それではご質問、ご意見はございませんか、関連して。</p>
高尾委員	<p>22番の高尾です。 ちょっと聞くんですが、農振農用地でも転用というか、除外申請するのに太陽光発電の場合はできないというて聞いたんですが、この81-4は太陽光発電をするということで除外申請はしてないはずだと思います。</p>
和田主査	<p>81-4については、議案説明のときに申し上げたとおり、農振農用地から3月8日付で除外をされております。その手続に先立って農林水産課のほうへ農振農用地からの除外というものを、本件については令和3年9月付で申請されておるということで。</p>
高尾委員	<p>使用目的が何てあったの。</p>
和田主査	<p>使用目的も太陽光発電設備ということですよ。</p>
高尾委員	<p>太陽光発電の場合はできないというて聞いたんじゃが、できるん。2種ならええ。1種が駄目ということ、2種ならええん。</p>
大下局長補佐	<p>すみません、先ほど説明しましたとおりでして、農振農用地からの除外が認められるかどうかについては農林水産課が所管にしておりますけれども、本議案の提出に先立って除外の申請についてということで総会にかけてご審議いただいておりますところでございますが、あくまで農地法は太陽光発電は1種はできない、1種のうち10ha以上あるいは圃場整備地。ただ、小集団の農地等、2種とか3種とか、そういった1種でない農地につきましては農振除外がされれば、2種、3種のみ農地ということで転用ができるわけで、その農振除外を行うかどうかについて農業委員会のほうで明確なお答えをすることはできないので、ちょっと申し訳ないんですがご了承いただきたいと思っております。</p>

高尾委員	分かりました。
議長	よろしいですか、ありがとうございました。 ほかにご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、84-7については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、84-7については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第33号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
坂見主任主事	議案の13ページ、議案第33号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。 14ページをご覧ください。 内訳については、最後の行の記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 申請番号1、●●から北に位置します空き家に附属する3筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご意見等がございましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	ご意見等がございませんので、それでは採決に入ります。 議案第33号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第33号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は、下限面積1aに設定することに決定いたします。 次に、議案第34号「令和3年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
定井局長補佐	それでは、議案第34号「令和3年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご説明申し上げます。 座って説明をさせていただきます。 別紙2の議案第34号をご覧ください。 これは農業委員会の適正な事務実施を図るため、毎年作成し、公表をすることとされているもので、令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画として昨年度の5月総会時にご決定いただいたものについて点検・評価しようとするもので、あらかじめ定められた様式で作成するものでございます。

<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>それでは、1ページをご覧ください。</p> <p>1、農業委員会の状況でございますが、ここは令和3年6月1日現在の状況を記載しております。農業の概要には耕地及び作付面積統計調査や農林業センサスなどの数値に基づいて記載しております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2の担い手への農地の利用集積、集約化につきまして、1の現状及び課題には管内の農地面積や集積率等につきまして令和2年度の状況を記載しております。2番の令和3年度の目標及び実績には令和3年度の集積目標やそれに対する実績等を記載しております。次の3、目標の達成に向けた活動でございますけれども、令和3年度の活動計画及び活動実績を記載したもので、実績には担い手への集積、集約で、昨年度農業委員さん及び推進委員さんが関わったものとして合計81.2haの実績があったことなどを記載しております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますけれども、1、現状及び課題では、平成30年度から令和2年度までの新規参入の状況等につきまして、また2の令和3年度の目標及び実績には、令和3年度の新規参入の目標とそれに対する実績を記載しております。令和3年度の認定新規就農者の参入実績は4経営体、面積が約3.5haという状況で、経営体数につきましては目標を下回っておりますけれども、面積については目標以上ということになっております。</p> <p>続いて、4ページをご覧ください。</p> <p>4、遊休農地に関する措置に関する評価でございますけれども、現状及び課題には令和3年3月末現在の状況で、2番には令和3年度の目標及び実績を記載しております。目標に対しての達成状況等について記載をしております。次の2の目標達成に向けた活動には、昨年度実施いたしました利用状況調査や利用意向調査における実施状況等を、またこれらの活動に対する評価について4番に記載をしております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>5の違反転用への適正な対応についてでございますけれども、違反転用につきましては現在の状況を記載するとともに早期発見と関係機関と連携した対応を行っていく必要がある旨を記載しております。</p> <p>続いて、6ページをご覧ください。</p> <p>6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務処理について、昨年度の処理件数等を記載しております。</p> <p>続いて、7ページをお願いいたします。</p> <p>3、農地所有適格法人からの報告への対応でございますが、令和3年度の農地所有適格法人からの報告書の提出状況を、また4、情報の提供等には賃借料の情報及び農地の権利移動等、農地台帳の整備状況等についても記載しております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>7、地域農業者等からの主な要望、意見及び処理内容でございますが、農地利用最適化等に関する事務につきまして、新規就農希望者、また企業等も含めて農地のあっせん、紹介をしてほしい旨のご相談をいただくことがございますので、借手紹介依頼書等により農地情報の充実及び作付されていない農地の活用等について、委員さんのご協力をいただきながら情報提供したことなどを記載しております。最後に8、事務の実施状況の公表等でございますが、必要事項を市のホームページにて公表しておりますので、その旨を記載しております。</p> <p>議案第34号についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ご質問、ご意見はほかにございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p>

議 長	議案第34号「令和3年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について」、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第34号「令和3年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について」は、決定することにいたします。 次に、議案第35号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、議案第35号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明申し上げます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>本案につきましては、先月4月22日に開催いたしました全体研修会におきましてもその案としてご説明をさせていただいたものでございますけれども、今年度から農業委員会は毎年度最適化活動の目標を設定することとされておりまして、農業委員会の状況のほか、成果目標及び活動目標を記載することとされておりまして、この議案第35号が今年度の最適化活動の目標設定の案として作成したものでございます。</p> <p>それでは、順にご説明をいたします。</p> <p>まず、1、農業委員会の状況でございますけれども、こちらは令和4年4月1日現在の農業委員会の体制と農家・農地等の概要について記載したものでございます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2番、最適化活動の目標でございますけれども、1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の①の現状及び課題でございますが、ここには管内の農地面積、集積率などを記載しており、②には今年度の目標を記載しております。目標につきましては、広島県のほうから示された目標値が令和12年度までに43.4%となっておりますことから、その値を記載しており、今年度の新規集積目標や集積率につきましては令和12年度の目標値から逆算したものを記載しております。</p> <p>次に、(2)の遊休農地の解消でございますけれども、①現状と課題として令和3年度の農地パトロールにおいて遊休農地と判定された面積を記載しております。②の目標でございますけれども、国が示されたガイドラインでは、既存の遊休農地を5年間で解消することを目標とするようされておりまして、1年当たり約15.4haの解消ということで記載したものでございます。</p> <p>次に、3ページの(3)の新規参入の促進でございますけれども、①の新規参入の現状と課題はご覧のとおりで、②の目標でございますが、こちらには新規参入を希望される方へ貸付けできる農地所有者の同意を得た上で公表することのできる農地面積の目標値を記載することとされておりまして、国のガイドラインでは平成28年度から平成30年度の3年間における農地の権利移動面積の1割以上を目標とするようされておりまして、この数値を記載しております。</p> <p>2の最適化活動の活動目標につきまして、(1)には一月当たり委員さんが行う活動日数の目標を記載することとなっております。4月の全体研修会でご説明した際には月に10日以上ということで記載しておりましたけれども、国から示されている目標が月6日以上ということになっておりまして、県の農業会議とも協議した結果、月6日に修正をしております。</p> <p>次に、(2)の活動強化月間の設定目標でございますが、こちらには農地パトロール前後の期間を活動強化月間として記載しております。</p> <p>(3)の新規参入相談会への参加目標についてでございますけれども、これは都道府県や市町村が実施する新規参入者を対象とした相談会が実施される際に委員さんもそこに参加するようにされておりまして、今年9月に県の主催で就農応援フェアが開催される予定とのことです。その旨を記載しています。今後具体的な内容が分かりましたら、委員の皆様にご案内をさせていただきますのでご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>議案第35号についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。
台 川 委 員	5番台川です。

台川委員	黒瀬では最適化利用推進委員が1人減少したんですけど、このまんまですか。
本越局長	議員さんのほうがですね。議員さんの話ですか。
台川委員	そのまんまなんですか、議員になると。
本越局長	市議員さんは推進委員と兼務することは構わないので。
議長	ほかにはご意見等はございませんか。
住井委員	事務局、これできる思う、これ。実際に、これ。ようやらんで、皆これ、実際に。目標を上げて。不可能で、これ。どこの農業委員会も大抵不可能じゃ思うよ、これ。これ帳面上じゃけえ書けるが、実際に耕作放棄地をもっともっとせえって、それは無理で、これ。どうやってやるん、教えてくれえ。そういう偉い人が考えるんじゃない。できるわけないが、これ。
議長	今住井委員さんが言われとるように、実際にちょっと難しいところもあるんですが、農業会議のほうもそういう方針で、私も会議で農業会議のほうへ行くんですが、いろいろそういう意見もあったんですが、実際にはもうこれで国のほうから来とる分が広島県に行ってやってくださいということで、全市町そういう方針でやることになっていきますので、事務局のほうも大変だろうと思いますが。
窪田委員	仕方なくです。
住井委員	仕方ない、国の命令じゃけん。麦、なんぼでも植えられんぞ、耕作放棄地。
議長	初めてのことで大変じゃろう思うんですが、さっき言うたように地区協議会等も月に1回ぐらいやったり、それでも一応事務局のほうも中に入って作成する、協議とかもやっていくということで。よろしくお願ひします。
定井局長補佐	失礼いたします。先ほどお話がありましたように6月1日から各地区協議会を開催することとしておりますので、その中でも皆様と意見交換等をしていきたいと考えております。また、今後農地の担い手の方への集積につきましてもかなり高い目標が掲げられております。これにつきましても、今後、農林水産課、県等とも連携して人・農地プランの候補地の開拓であったり、そういったところを検討していきたいと考えておりますので、またご協力のほどよろしくお願ひいたします。
古川(み)委員	23番古川です。 地区協議会は八本松地域は1か月に1回ずつとやっておられたというふうに聞いてたんですけど、そんなところのを参考にしながら皆さん進めていったらいいんじゃないかと思いますが、黒川さんいかがでしょう。よく集まっておられましたよね。
黒川委員	今はやってません。
古川(み)委員	今はもうやってないでしょうけど、コロナまで。
黒川委員	幹事さんが今、出席されてないんです、もう全然、だから今は。今月は20日の日にやったんですが、次回からは我々で、幹事さんというか、岡本委員さんがいらっしゃらないのでいつか日にちを決めてやる予定をしております。
古川(み)委員	1か月に1回の予定ですか、この話がなかったとき。
黒川委員	今まではそれだったんですが、今はやってないから、来月からやる予定です。
議長	よろしいですか。
古川(み)委員	すみません、じゃあ集まれたときの内容はどんな話をされてたんでしょうか。集まったときに話はどんな内容の話をされてたんでしょうか、今まで。
黒川委員	内容といいましても、そんな詳しいあれではないんですが、どのようにしていくかということだけを話にするんです、今後どのようにするかとか。最初は岡本委員さんがいらっしゃって音頭を取っておられたんですが、今年になってまだ1回も出席されてないんだと思うんですが、連絡も取ってないし取れないんです。だから、先般、我々だけで集まって、月に1回やりましょと、それで今後どのようにしていくかということを決めていきたいと思ひます、今から。
議長	両方ともありがとうございました。
在問委員	18番在問ですけども、水田活用交付金、この間から変わったんですけども、小麦やら大豆

在間委員	<p>のいろんな、全てのものですけども、5年に1回水張りをしないと交付金を出さないというふうになりました。今の集積もそうですし、遊休農地の解消に向けて、これだったらどんどん遊休農地が増えると思うんです。私も今小麦を13ha作ってますけども、水がないところはかなり、もうほとんど半分以上は水がないところなんです。そしたら、もうやめざるを得ない。だけえ、13haのうち6ha、7haぐらいはもう返さざるを得ないという状況になるんです。だからまた、どんどん遊休農地が増えてくるということ、これはここだけじゃなくて全てのところが言えるというふうに思います。ここに目標を書かれとるけども、もう5年後には一気に遊休農地が増えるというふうに思うんです。それをどういうふうに考えていくかというのは、農業委員会も考えていかないといけないというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
本越局長	<p>補助金の関係については農林水産課なんで農業委員会は答えられませんが、今回議案で上げさせていただいてる中身につきましては、先ほどこちよつと説明しましたように、国とか県が示したものを、地域の実情とは別にもう数値として示してくださいということで今回目標値をつくらせていただいておりますので、これはこれとして判断していただければと思います。</p> <p>今在間委員さんが言われたように、各地域の実情というのがあろうかと思っておりますので、実際に農業委員さんとして農地を守るべき立場とか、農地転用を含めてですが、そういう考え方を皆さん各地区とかで共有していただくためにも地区協議会を来月から開いていただいで、事務局も参加させていただくようにしていますので、その場で意見をいただきながら情報共有させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
荒谷委員	<p>14番荒谷です。</p> <p>先ほどの遊休地の解消ですけど、今日も実は86歳になるということで、もうただでもいから誰かやってくれんかなということて提案させてもらったんですが、事務局としてもそういう情報はないか。委員が自らそういう人をどこかないか探してみたらどうですかというレベルなんです。実は作っておられる方も、遊休地を自分で耕作してやったり、何かあまり意識がないんです、意識がない。どうして遊ばせたらいかんのかというようなレベルですから。私の手段、手法としたらやっぱり農業委員会の名前、事務局の名前で、今年はこのことをしようと思うんだということをアピールするようなパンフでも持って歩いて、それを我々がまたチェックに回るといような手段、手法を講じないと、我々が行って言うても、まあ別にいいじゃないかと、わしの土地やからと言われれば何の効果もないんです。もうちょつと意識をみんなに持ってもらわないかん。我々がチェックして指導していくときも、さらに今言うように、そういうことを見つけにゃいけんですけど、皆さんが、耕作者がその意識がないんです。これをちょつと上げる方法としたら、役所のお名前を借りて、こうなつとるからちょつと頑張ろうねというふうなことはどうでしょうか。何かせんと、委員だけがたまに行って話してみても、今言うたとおりで。今日も話しようても水がないから、もうそれじゃあって。あまりやる気がないよね、皆。やる気がない。だから、我々がこういう目標を持つとんだから、ぜひ協力してくださいって言うても、まあ、それも全戸に言うわけにはいかんですから。どうでしょうか、何かそういう手段、手法を講じないと机上論になると思うんです。どうでしょうか。</p>
議長	<p>分かりました。一応また地区で集まるときがあるんで、事務局も行くし、そういうのも意見を出してもらって、荒谷委員さんが言われたように、そういう事務局の名前を出すとか、何かペーパーでやるとかというのをまた今後進めていってもらいたいんですが、そういう形で。</p>
荒谷委員	<p>もちろん地区でもやられたら、そのまゝいろんな意見も出るでしょうけど、ちょつとマクロ的に考えないと、こんなことを言ってみても、皆さんもお帰りになって、ほいじゃあ、あそこへ行って言おうかなという気になかなかないです。その後どうですかというのは言えますけど。</p>
議長	<p>もうちょつと具体的にどうい。</p>
荒谷委員	<p>そうです。手段、手法を講じないと、うまく達成できないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今後そういうのを地区協議会等でも出してもらうてやるというこ</p>

議 長	とでよろしく申し上げます。ありがとうございました。 ほかには。
	< なし >
議 長	それでは、一応ないようですので、議案第35号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第35号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は、議案のとおり決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第15号から報告第17号について、事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第15号から報告第17号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第15号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第17号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページと8ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は10件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
議 長	報告が終わりました。 次に、日程第5、その他に入ります。 何かございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、次回6月総会について、大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。
大 月 職 務 代 理	失礼いたします。協議ありがとうございます、お疲れさまでした。 今朝も雨マークといいますか、今日のような雨の降り方なのですが、5月の雨の少ない返りが6月に豪雨となって来ないことを祈りつつ、皆さんで農業に携われたらと思っております。 先ほどの課題の件につきましても、従来ならば成功しているようなところに視察という手もあるかと思いますが、この2年、コロナ禍でなかなか視察にも行けないという状況ではありますが、希望を持って皆さん取り組んでいただきたいと思います。 次回の6月総会は、6月29日水曜日10時よりと予定しておりますのでよろしく申し上げます。なお、場所につきましては開催通知にて案内させていただきますので、ご了承ください。
議 長	以上で5月総会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 17番 長原 毅 委員 18番 在間 輝昭 委員